

とから安心していただき、落ち着いて行動していただきたい」旨放送。

また、地震直後、防災センター警備員が院内を巡回。

地震発生直後、庶務課山本が防災センターにおいてエレベーターの運行状況確認。エレベーター内に閉じ込められた者はいないこと及び非常用第10号エレベーターが停止中であることを確認。

12:05 頃総務部佐久間部長から地震による当院の被害等について状況確認あり。状況を報告。

また、12時15分、巡回の中では異常なかったことを確認。また、看護部に確認し、患者さまへの直接的影響がなかったことを確認した。

12:20 防災センターより、地震による被害がなかったことを院内放送。

[DMATチーム出動について]

12:15 頃、救命救急センター益子センター長が庶務課に来訪。宮城県沖地震において震度6の被害地域もあることから、DMATチームの出動準備をする必要があり、庶務課においてもその旨準備していただきたいとのことであった。庶務課山本が益子センター長に対し、田中院長が外出中であることから、院長に事前に了解を取り付けておく必要があることを説明した。益子センター長から田中院長に連絡とるも通話出来ない状況にあり、急ぎよ水野副院長に状況を説明し、DMAT出動の了解を得たとのことであった。

庶務課としては、万一の出動に備え野口副看護部長に連絡し協力依頼するとともに、事務部からは庶務課井上主任をDMATチームに加え、この時点で出動要請があった場合は4名が出動することになった。

13:10 千葉県健康福祉部医療整備課中村氏より、庶務課に電話があり、「国から要請がありましたので出動してください」との内容で、当院DMATチームに正式に出動依頼があった。(庶務課 井上主任)

庶務課から、益子センター長、看護部に対し、千葉県から出動要請があったことを連絡し、待機状態から出動準備態勢に入るよう伝達した。(庶務課 山本)

13:15 頃 総務部佐久間部長に連絡を入れ、千葉県より当院に対してDMATチームの出動依頼があったことを報告。

同時に庶務課と看護部において、DMAT出動医療器材、食料品、記録関係等を準備し14:00頃には準備を完了した。

14:00 頃 朝日航洋ヘリコプター(DMATチーム出動用)到着。

14:20 頃 千葉県健康福祉部医療整備課中村氏から、庶務課に連絡があり、DMATチームが出動したか否かの確認があり、庶務課山本がまもなく出動することを伝えると、出動先である宮城県側のヘリポートの使用については、現地消防隊の協力が必要であることから、事前に現地消防隊と連絡を取り合った上で出動するようにとの指示を受け、急ぎ益子センター長に連絡。

14:43 独立行政法人国立病院機構仙台医療センターを目的地として当院DMATチーム出動。

出 動 者	救命救急センター長	益 子 邦 洋
	看護部 看護係長	伊 藤 順 子
	看護部 看護係長	橋 本 礼 子
	庶務課 主 任	井 上 肇 以上 4 名

15:15頃 千葉県健康福祉部医療整備課 中村氏から電話が入り、DMATチームが出動したか否かについて再度確認の電話が入り、庶務課山本から14:43に出動した旨回答したところ、宮城県のほうからは正式な出動要請が無いことから、「出動」から「待機」に変更になったとのことであった。救命救急センターにおいてDMATチームと連絡をとることを試みたが通話不可であった。

15:55 田中院長外出先から戻られたため、地震発生からの経緯を報告。(庶務課山本)

16:13 現地ヘリポート到着。その後仙台医療センターに向かう。

16:45 総務部佐久間総務部長から連絡が入り、東京都は15:15にDMATチーム出動要請を解除した旨連絡を受ける。(庶務課 山本)

17:10 出動したDMATチーム伊藤係長から連絡が入り、仙台医療センターの災害対策本部にいることを確認。その後、益子センター長と次の会話をした。

(山本) 14:43に出動した後、15:15分頃DMATチームについては「出動」から「待機」に変更された。連絡を試みたが通話が出来ない状態であった。

(益子) そのことは分かりました。

(山本) 現地の状況はどうですか？報道では大きな被害は余り報告されていませんが。

(益子) 災害については、報告が遅れるケースが多くあることから、正確な把握は出来ていない。

(山本) 今日中に戻ってくることが可能ですか。

(益子) これから厚生労働省の方が自衛隊ヘリで、現地入りするので、そこでDMATチームをどうするか相談をした上で、対応する予定です。

(山本) 了解しました。

20:15 千葉北総病院に到着。DMATチーム解散。

以 上

災害時医療体制の整備促進に関する研究

第2回研究班会議

日時：平成18年 12月21日（木）2：00～

場所：東京ガーデンパレス

平成17年度厚生労働科学研究事業

「災害時医療体制の整備促進に関する研究」第二回班会議

主任研究者：独立行政法人国立病院機構 災害医療センター 院長 辻見 弘

○日 時 平成17年12月21日（水）午後2時00分～5時00分

○場 所 東京ガーデンパレス「羽衣」の間

○出席者 主任研究者 災害医療センター 辻見 弘

研究協力者 富山大学医学部 奥寺 敬

防衛医科大学 山田 憲彦

大阪医療センター 定光 大海

兵庫県災害医療センター 中山 伸一

日本医科大学 小井土 雄一

災害医療センター 大友 康裕

日本医科大学千葉北総病院 松本 尚

災害医療センター 本間 正人

武藏野赤十字病院 須崎 紳一郎

川口市立医療センター 布施 明

災害医療センター 原口 義座

災害医療センター 友保 洋三

白鬚橋病院 石原 哲

オブザーバー 内閣府（防災担当） 判田 乾一

内閣府（防災担当） 鈴木 崇

内閣官房（安全保障・危機管理担当） 小島 優

厚生労働省医政局指導課 鈴木 章記

厚生労働省医政局指導課 城 正弘

厚生労働省医政局指導課 近藤 久禎

総務省消防庁救急企画室 池田 様

東京都福祉保健局医療政策部 新藤 博

東京都福祉保健局医療政策部 小室 隆司

㈱NTTデータ医療福祉事業部 米納 達二

㈱NTTデータ医療福祉事業部 俵 邦夫

㈱NTTデータ医療福祉事業部 朝倉 高弘

事務局 日本救急医療財団

災害医療センター

災害医療センター

災害医療センター

災害医療センター

新澤 喜美子

楠 孝司

服部 真一

竹中 三佳

橘 三保子

平成 17 年度厚生労働科学研究事業
災害時医療体制の整備

平成 17 年第 2 回研究班会議議事次第

1. 厚生労働省医政局指導課ご挨拶
2. 主任研究者ご挨拶
3. 厚生労働省 DMAT 活動計画(案)について (全体討議)
4. 平成 17 年度検討課題について (各研究協力者)
5. 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の改訂について
(本間研究協力者)

資料

1. 平成 17 年度検討課題 (案)
2. 厚生労働省 DMAT 活動計画案
3. 被災地内 DMAT 活動のあり方 (案)
4. 局地型災害対応 DMAT の運用 (県レベル)
5. 先遣医療班のありかたについて

災害時医療体制の整備促進に関する研究

主任研究者：独立行政法人国立病院機構 災害医療センター 院長 辺見 弘

平成 17 年度検討課題（案）

I. DMAT 運用体制

1) DMAT の活動形態の整理

2) 遠隔地派遣 DMAT の運用

a) 指揮命令、派遣要請方法

大友

派遣要請基準

具体的要請方法

b) 被災地内 DMAT 活動のあり方

松本、中山

災害現場活動

(災害拠点)病院支援

域内搬送

c) 現地 DMAT 本部

小井土、本間

先遣医療チームのあり方

報告・連絡・指示

d) 後方支援体制

定光、本間

厚労省本部

災害医療センター

都道府県

派遣元医療機関

e) 緊急消防援助隊との連携

井上、布施

f) ロジスティクスの体制整備

山田、楠

3) 局地型災害対応 DMAT の運用

佐々木、布施、定光

地方自治体 DMAT のあり方

DMAT チームの地方自治体での活用方法

市町村消防本部との現場活動連携

4) 他機関派遣医療チームとの連携

須崎、石原

日本赤十字派遣チーム

医師会派遣チーム

5) DMAT 隊員の資格・身分補償

大友

II. 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の改訂について

大友、本間、中山

ホームページコンテンツの見直し

要請情報、支援情報の入力項目の見直し

DMAT 運用ページの新設

III. 病院の脆弱性

大友

以上

厚生労働省D M A T活動計画案

I 基本的な考え方と法的根拠

1. 基本的な考え方

- ・ 大震災においては、震災の被害により多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、病院も被災し建物の被害、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などで従来の機能が発揮できず医療の供給が低下することが想定される。
- ・ この需給のバランスの崩壊に対応するためには、被災地で発生した大量傷病者を被災地外に搬送する広域医療搬送を実施し、また、広域医療搬送に関わる医療および被災地域内での医療活動の支援の為の医療チーム派遣が必要である。
- ・ この活動を担う医療チームがD M A Tである。

2. 法的根拠

- ・ 防災基本計画
 - 国（厚生労働省、文部科学省）、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム（D M A T）を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を要請するものとする。
- ・ 災害救助法
 - 災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。
 - 救護の種類（抜粋）
 - ✧ 医療及び助産
 - 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
 - 医療の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護とされている。
 - 災害救助法で支出できる費用
 - ✧ 救護班が使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
 - 救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、

救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

・ **国民保護法**

- 都道府県知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して医療を行うよう要請することができる。
- 費用の支弁及び負担等については、国民の保護のための措置その他国民保護法制の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

II 用語の定義

1. D M A T

- ・ 災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。
- ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動を主な活動とする。

2. 総括D M A T

- ・ D M A Tの運用に関する専門的知見を持ち、厚生労働省に認定されたものとする。
- ・ 日本D M A T隊員養成研修において指導的役割を果たす。
- ・ 災害時においては、D M A Tの運用の指導的役割を果たし各種本部の責任者となる。

3. 広域医療搬送

- ・ 被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し根治的な治療を行うために内閣府を中心に政府全般の協力の下に行う活動。
- ・ 自衛隊機などによる航空搬送時の診療、広域搬送医療拠点（ステージングケアユニット：S C U）の診療・運営を含む。

4. 広域搬送医療拠点（ステージングケアユニット：S C U）

- ・ 広域搬送拠点における患者の安定化、搬送トリアージを実施するための医療拠点。
- ・ 被災地側、被災地外に必要に応じて設置される。
- ・ 被災地側のS C Uは、被災地内の災害拠点病院から集められた患者の安定化処置を行い、自衛隊等の航空機による広域搬送のためのトリアージを行うことを業務とする。
- ・ 被災地外のS C Uは、自衛隊等の航空機により搬送された患者の医療機関への搬送の調整、トリアージを行う。また、必要に応じて患者の安定

化処置も行う。

5. 病院支援

- ・ 被災地内の病院における診療の支援
- ・ 病院の前でのトリアージ、診療の支援、広域搬送のためのトリアージ等を含む。

6. 域内搬送

- ・ ヘリコプター、救急車等による近隣・域内の後方搬送の総称である。
- ・ 現場から被災地内医療機関、被災地内医療機関から近隣地域への搬送、被災地内医療機関からＳＣＵへの搬送、被災地外ＳＣＵから医療機関への搬送を含む。

7. 現場活動

- ・ 災害現場での医療活動
- ・ トリアージ、応急処置、がれきの下の医療等を含む

III 各組織の役割

1. D M A T 登録者

- ・ D M A T 登録者は、災害急性期にD M A Tとして派遣される資格を有する。
- ・ D M A T 登録者は国立病院機構災害医療センター等で実施される「日本D M A T隊員養成研修」の修了し、厚生労働省に登録された者により構成される。
- ・ D M A T 登録者は、所属などの情報を厚生労働省に登録し、登録内容に変更があった場合、厚生労働省に届け出る。
- ・ D M A T 登録は定期的に更新される。
- ・ D M A T 登録者は、平時より連絡体制などD M A T派遣の準備を整える。
- ・ D M A T 登録者は、平時のD M A Tの訓練に積極的に参加する。

2. D M A T 派遣チーム

- ・ D M A T 派遣チームは、D M A T登録者のうちD M A T指定医療機関に所属しており、災害発生時に正式な派遣要請を受けたものにより構成される。
➤ 但し十分な人員が養成されるまでは、D M A T指定医療機関の職員により構成されるチームへ派遣要請する。

3. D M A T 指定医療機関

- ・ D M A T 指定医療機関は、D M A T派遣に協力する意志を持ち、厚生労働省等に指定された医療機関である。
- ・ D M A T 指定医療機関は、D M A T隊員の研修、訓練に努めるものとする。
- ・ D M A T 指定医療機関は、自施設のD M A T登録者を把握し、定期的に厚生労働省等に報告する。

- ・ D M A T 指定医療機関は、厚生労働省、都道府県、国立病院機構、日本赤十字社等の要請を受け、D M A T を病院の業務として派遣する。
- ・ D M A T 指定医療機関は、D M A T 派遣中は、自医療機関のD M A T を指揮し、必要な調整、連絡を行う。

4. 被災地内災害拠点病院

- ・ 被災地内災害拠点病院はD M A T の活動を支援し、必要な情報収集、連絡、調整を行う。

5. 日本赤十字社

- ・ 日本赤十字社は管轄下の病院よりD M A T 指定医療機関を指定し厚生労働省に報告する。(又は厚生労働省に推薦する)
- ・ 日本赤十字社は管轄下の病院におけるD M A T 登録者を把握し、情報の更新を行う。
- ・ 日本赤十字社は厚生労働省の要請を受け、管轄する病院にD M A T の派遣要請を行う。
- ・ 日本赤十字社はD M A T 隊員以外にも、必要に応じて補助要員を派遣する。
- ・ 日本赤十字社は厚生労働省の要請を受け、D M A T 活動に必要な資機材を提供する。

6. 独立行政法人国立病院機構

- ・ 独立行政法人国立病院機構（国立病院機構）は管轄下の病院よりD M A T 指定医療機関を指定し厚生労働省に報告する。(又は厚生労働省に推薦する)
- ・ 国立病院機構は管轄下の病院におけるD M A T 登録者を把握し、情報の更新を行う。
- ・ 国立病院機構は厚生労働省の要請を受け、管轄する病院にD M A T の派遣要請を行う。
- ・ 国立病院機構はD M A T 隊員以外にも、必要に応じて補助要員を派遣する。
- ・ 国立病院機構は厚生労働省の要請を受け、D M A T 活動に必要な資機材を提供する。

7. 独立行政法人国立病院機構災害医療センター

- ・ 独立行政法人国立病院機構災害医療センター（災害医療センター）は、D M A T の教育・訓練・災害時の運用において指導的な役割を担い、厚生労働省に技術的な助言を行う。
- ・ 災害医療センターは、災害医療センター等で実施される「日本D M A T 隊員養成研修」の実施、質の管理に責任を持つ。
- ・ 災害医療センターは、厚生労働省の委託を受けて、D M A T の活動に関する事務を取り扱う。

8. 地方公共団体

- ・ 地方公共団体は管内の医療機関よりDMA-T指定医療機関を指定し厚生労働省に報告する。(又は厚生労働省に推薦する)
- ・ 地方公共団体は災害時のDMA-Tの指定、SCUの設置・運営を含めた広域医療搬送計画を策定する。
- ・ 地方公共団体は管内の医療機関におけるDMA-T登録者を把握し、情報の更新を行う。
- ・ 被災地方公共団体は、必要に応じて厚生労働省などにDMA-Tの派遣を要請する。
- ・ 被災地方公共団体は、情報の提供、必要な連絡、調整等、DMA-Tの活動に対し可能な支援を行う。
- ・ 被災地方公共団体は、DMA-Tの活動に関わる費用を災害救助法の枠内で、DMA-Tを派遣した医療機関に支弁する。
- ・ 地方公共団体は厚生労働省の要請を受け、管轄する病院にDMA-Tの派遣要請を行う。
- ・ 地方公共団体は関係機関と連携し、DMA-T運用の活動を支援し、必要な連絡、調整を行う。

9. 厚生労働省

- ・ 厚生労働省はDMA-Tの教育研修を推進すると共に、平時における訓練を実施し、機材を整備する。
- ・ 厚生労働省は、災害医療センター等で実施される「日本DMA-T隊員養成研修」の修了したものをDMA-T登録者として認証する。
- ・ 厚生労働省はDMA-T指定医療機関、登録者を把握する。
- ・ 厚生労働省はDMA-Tの派遣を要請し、運用に関する連絡、調整を行う。
- ・ 厚生労働省は、DMA-Tの派遣、要員・患者の搬送等について関係省庁(内閣府、防衛庁、総務省消防庁、海上保安庁、文部科学省等)、地方公共団体、民間団体と必要な調整を行う。
- ・ 厚生労働省は地方公共団体を通じて災害救助法・国民保護法の枠内でDMA-Tの派遣に伴う費用を支弁する。

IV 平時の準備

1. DMA-T運用計画の策定

- ・ 厚生労働省、地方公共団体、国立病院機構、日本赤十字社等は、DMA-T運用に関わる計画を事前に策定する。

2. DMA-T指定医療機関の登録

- ・ 厚生労働省、地方公共団体、国立病院機構、日本赤十字社等は、所管する

- 病院をD M A T 指定医療機関として指定し、厚生労働省に報告する。
- ・ (厚生労働省は、地方公共団体、国立病院機構、日本赤十字社等からの推薦に基づきD M A T 指定医療機関として指定する。)
 - ・ D M A T 指定医療機関は以下の要件を満たす病院とする
 - 医療機関としてD M A T 派遣を行う意志を持つ。
 - D M A T 隊員を職員として持つ。または、今後養成する意志を持つ。
 - D M A T の活動に必要な装備を持つ。

3. 連絡体制の確保

- ・ 厚生労働省、地方公共団体は、広域災害・救急医療情報システムの整備に際して、D M A T の情報連絡システムとしての機能も付与する。
- ・ D M A T 指定医療機関は病院と派遣されたD M A T の間の連絡手段を確保する為の機材を整備する。

4. 研修・訓練の実施

- ・ 厚生労働省は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（D M A T ）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
- ・ 国立病院機構災害医療センター等は、厚生労働省の委託を受け関係省庁の協力の下「日本D M A T 隊員養成研修」を実施する。
- ・ 厚生労働省は、地方公共団体等で行われている研修を「日本D M A T 隊員養成研修」として認定することができる。認定された研修の修了者はD M A T 登録者となる。認定に際しては、災害医療センターの助言を受け、実施体制、研修内容などを評価する。
- ・ 厚生労働省は、内閣府など政府関係機関、地方公共団体等と連携し、D M A T の訓練を実施する。

V 初動

1. 要請

- ・ 厚生労働省は被災地外からの医療の支援が必要な規模の災害に対し、地方公共団体等からの要請に応じ、D M A T の派遣を要請する。
- ・ 厚生労働省は、地方公共団体等と連携し、D M A T 指定医療機関へD M A T の派遣を要請する。
- ・ 厚生労働省は、広域災害救急医療情報システムを通じて、地方公共団体、D M A T 指定医療機関に要請の連絡を行う。
- ・ 厚生労働省は、要請に伴い、参集拠点、想定される業務等についての情報も提示する。

2. 待機

- ・ 厚生労働省は、自然災害もしくは人為災害で、被災地外からの医療の支援が必要な可能性がある場合、D M A T の待機を要請する。
- ・ 厚生労働省は、地方公共団体等と連携し、D M A T 指定医療機関へD M A T の待機を要請する。
- ・ 次の場合は、D M A T 指定医療機関は被災の状況にかかわらず厚生労働省等からの要請を待たずに、D M A T 派遣のための待機を行う。
 - 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - 津波警報（大津波）が発表された場合
 - 東海地震注意情報が発表された場合
 - 大規模な航空機墜落事故が発生した場合

VII 各本部の役割

1. D M A T 派遣医療機関

- ・ D M A T 指定医療機関は、D M A T を派遣した際には、医療機関内に本部を設ける。
- ・ D M A T 派遣医療機関は、派遣したD M A T の活動を把握し、必要な支援、連絡、調整を行う。

2. D M A T 域内活動現地本部

- ・ 厚生労働省は、被災地内の災害拠点病院に依頼し、その院内にD M A T 域内活動現地本部を設置する。
- ・ D M A T 域内活動現地本部が設置された災害拠点病院は、地域内の被災状況について情報を収集し、D M A T 域内活動現地本部へ可能な範囲で技術的助言を行う。
- ・ D M A T 域内活動現地本部に先着したD M A T は、厚生労働省等と連携し、その立ち上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着D M A T の責任者が、統括D M A T の有資格者でなかった場合、有資格者が到着後に責任を委譲する。
- ・ 以下の事項を業務とする。
 - 域内の被災情報等を収集
 - 域内で活動する各D M A T チームの活動調整
 - 必要な機材などの調達に関する調整
 - 地方公共団体災害対策本部との連絡、調整
 - 適宜厚生労働省D M A T 本部に情報提供

➤ その他必要な事務

3. SCU—DMAT本部

- ・ 厚生労働省は、各SCUにDMATの医療活動を統括するSCU—DMAT本部を設置する。
- ・ SCU—DMAT本部に先着したDMATは、厚生労働省、被災地法公共団体等と連携し、その立ち上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着DMATの責任者が、統括DMATの有資格者でなかった場合、有資格者が到着後に責任を委譲する。
- ・ 以下の事項を業務とする。
 - 被災地医療機関、SCU、広域搬送計画の情報収集
 - 各DMATチームの活動調整
 - 輸送手段、機材などの調達に関わる調整
 - 地方公共団体災害対策本部との連絡、調整
 - 適宜厚生労働省本部に情報提供
 - その他必要な事務

4. 厚生労働省DMAT本部

- ・ 厚生労働省は、DMAT派遣要請時に省内に厚生労働省DMAT本部を設置する。
- ・ 災害医療センターはDMATの活動全般に関わる技術的助言を行う。
- ・ 以下の事項を業務とする。
 - DMAT派遣チームの登録
 - 政府内での調整、DMAT派遣チームへの情報提供
 - 搬送手段（自衛隊等）の調整、情報提供
 - アクセス状況などの情報提供
 - 活動をモニター、適宜指示
 - 被災地外の患者受入医療機関の確保
 - 必要な物資、輸送手段の調達

VII DMATチームの活動

1. 広域医療搬送

- ・ 広域搬送に携わるべく要請を受けたDMAT派遣チームは、指定された広域搬送拠点に参集する。
- ・ 厚生労働省は、関係省庁（内閣府、防衛庁等）と連携し、DMAT派遣チームの被災地域内SCUへの参集手段を確保するための調整を行う。

- ・ S C U の活動
 - 都道府県は、厚生労働省、関係省庁と連携し、あらかじめ計画された広域搬送拠点に S C U を設置する。
 - S C U に到着した D M A T 派遣チームは、 S C U — D M A T 本部の調整下で活動を行う。
 - S C U に参集した D M A T 派遣チームは、 S C U における患者安定化処置、搬送トリアージを行う。
 - 日本赤十字社、国立病院機構等は、 S C U の活動に必要な支援を行う。
- ・ 航空機内医療活動
 - 航空機内医療活動を担当する D M A T 派遣チームは、 S C U — D M A T 本部の調整下にはいる。
 - 航空機内医療活動を担当する D M A T 派遣チームは、航空機内における患者の監視、必要な処置を行う。

2. 域内活動

- ・ 域内活動を担当する D M A T 派遣チームは、被災地内の災害拠点病院に設置される D M A T 域内活動現地本部に参集し、その調整下で活動を行う
- ・ 域内活動を担当する D M A T 派遣チームは、原則的に、自力で移動する。
- ・ 域内活動を担当する D M A T 派遣チームは、域内搬送、病院支援、現場活動を主業務とする。
- ・ 域内搬送
 - 被災都道府県は、域内搬送を実施し、必要な総合調整を行う。
 - 被災都道府県は、域内搬送に関する情報を厚生労働省に提供する。
 - 厚生労働省は広域搬送においては、被災都道府県と協力し、域内搬送との連携をはかる。
 - 域内搬送を担当する D M A T 派遣チームは、域内搬送中の診療に従事する。
- ・ 病院支援
 - 厚生労働省、被災都道府県、 D M A T 域内活動現地本部は、病院の被災状況、支援の必要性についての情報を収集し、共有する。
 - 病院支援を担当する D M A T 派遣チームは、当該病院での活動中は、当該病院長の指揮下にはいる。
- ・ 現場活動
 - 現場活動を担当する D M A T 派遣チームは、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、トリアージ、応急処置、がれきの下の医療等を含む現場医療活動を行う。

災害時医療体制の整備促進に関する研究

被災地内 DMAT 活動のあり方(案)

辺見研究班研究協力者： 松本 尚、中山伸一

遠隔地派遣 DMAT の運用を検討するにあたり、ここでは被災地内における DMAT 活動のあり方を災害現場活動、(災害拠点)病院支援、域内搬送の3点について考察する。

1. 被災地内における DMAT 活動の基本的考え方

DMAT には、

- (1)被災地域内の医療情報収集と伝達
- (2)被災地域内のトリアージ、応急処置、搬送
- (3)被災地域内の医療機関、特に災害拠点病院の支援・強化
- (4)広域搬送拠点医療施設(SCU)における医療支援
- (5)広域航空搬送における搭乗医療チーム
- (6)災害現場でのメディカルコントロール

の6つの任務が科せられている。

例えば、発災後早期に被災地域内に到達する DMAT、あるいは被災地域内の医療機関に属する DMAT は(1)(2)の任務が適している。災害の規模により早期に広域医療搬送の必要性があると判断されれば、(4)の SCU の立ち上げもこの時期に行わなければならない。さらには、指導的立場にある DMAT であれば(6)の責務を負うことが望ましい。次の時間帯に被災地域内に到達する DMAT が一般的にもっとも多いと推測され、これらには(3)の活動が期待される。同時に SCU の設置とともに被災地域内の搬送に係わる必要も生じる。

このように、全国各地から参集する DMAT は発災後、さまざまな時間帯に被災地域内に入ることが予想され、参集の時間帯により上記のどの任務に従事することになるかが概ね規定されると考えられる。参集した DMAT の活動分担は、被災地域内の DMAT 統制本部(仮称)によりコントロールされることが望ましく、それによって DMAT の有効な活用が期待される。

2. 災害現場活動

DMAT が災害現場で活動する状況は、局地型災害において想定しやすい。例えば JR 福知山線事故がその良い例である。一方、地震のような大規模災害時では局所的災害現場が至る所に発生する可能性が多く、これらすべての場所での DMAT としての系統的な活動を行うことは困難であると予想される。敢えて言えば、多数傷病者の発生した局所的災害現場を幾つか選定した上での活動を展開することになるであろう。

具体的な活動としては上記(2)に示すように、局所的災害現場内でのトリアージ、救命のための必要最小限の診療、災害拠点病院を中心とした医療機関への搬送の3つが主体となる。さらには、状況によって confined space medicine(CSM)を実施することもあり得る。CSM を行うにあたっては、参考した DMAT の中から、既に経験のある、あるいは研修を受けたチームが選定されなければならない。災害現場での活動の際には、1. 複数の DMAT を効率よく配置すること、2. DMAT 間の情報交換が円滑にできること、3. DMAT の活動を統括する指導的 DMAT 医師がいること、などが必要である。

3. (災害拠点)病院支援

被災地域内の(災害拠点)病院の支援に関しては、どの医療機関がどの程度の支援を必要としているかの情報収集が必要になる。しかしながら、発災早期ではこれらの情報入手が極めて困難であることも予想される。地域の医療事情の把握、情報の集中化、DMAT 運用上の管理などの点で、DMAT はまず被災地域内の災害拠点病院に集合することが望ましいのではないかと思われる(現地 DMAT 本部)。ただしこの場合には、行政機関との連絡・調整に不具合の生じることが推測される。収集した情報をもとに DMAT が医療機関に支援に向かうことになるが、一つの医療機関に一つの DMAT をそれぞれ配置しても効率の良い支援には結びつかないであろう。むしろ基幹となる医療機関に(従って、そのまま災害拠点病院ということもあり得るが)、複数の DMAT を送り込むことが大きな支援につながると推察される。

各医療機関の支援にあたっては、DMAT の装備、研修内容、医療従事者の経験年数などを考慮すれば、トリアージや重症患者診療支援を行うことが理想的であろう。ただし医療機関側のニーズが必ずしもこれに合致するものではない可能性もあり、予め十分な調整が必要である。基本的には‘誰でもできる’支援を DMAT が行う必要はなく、医療機関側も DMAT の性格、すなわち救急・災害医療に精通したスタッフ集団であることを良く熟知した上で支援を求めなければならない。

4. 域内搬送

被災地域内の患者搬送には2通りが考えられる。一つめは災害現場から医療機関への搬送、二つめは医療機関から広域航空搬送の適応患者の SCU までの搬送である。前者の大多数は救急車両、あるいは患者本人や住民が自力で医療機関に到達する場合であるが、一部、災害現場から DMAT 医師、看護師が同乗することも想定される。後者は広域航空搬送の適応患者が対象であるから、DMAT が同乗することは患者管理、情報伝達の観点からも理想的である。いずれにおいてもバイタルサインの観察、行った処置の管理、急変時の対応がその活動の中心となる。

平成 17 年 12 月 21 日
資料

担当：布施明（川口市立医療センター）

平成 17 年度厚生労働科学研究事業
災害時医療体制の整備促進に関する研究
第 2 回研究班会議

局地型災害対応DMATの運用（県レベル）（案）

担当：布施明（川口市立医療センター）

I 法的根拠と運用

1. 派遣要請の法的根拠

県、医療機関、消防機関で協定を締結する。

* それぞれ協定を締結した上で、救助隊、ヘリコプター隊、及び医療チームなどを包括する実施要綱を定める。

2. 運用及び指揮体制

医療チームの統括者（県統括DMATなど）が合同指揮本部と調整の上、消防隊、救急隊と連携して活動する。

用語の定義

DMAT、病院支援、域内搬送、現場活動、統括DMAT

（厚労省DMAT活動計画に準じる）

県統括 DMAT

- ・ 県統括 DMAT は、県 DMAT の運用に関する専門的知見を持ち、県に認定されたものとする。
- ・ 県 DMAT 隊員養成研修において指導的役割を果たす。
- ・ 災害時においては、県 DMAT の運用の指導的役割を果たし各種本部の責任者となる。

局面

- ・ 危険区域内など発災現場そのもの

現場

- ・ 発災現場の危険区域、管理区域を含む発災現場全体
- ・ 現地よりも狭いエリアをさす

II 各組織の役割

1. 県DMAT登録者

- ・ 県DMAT登録者は、災害急性期にDMATとして派遣される資格を有する。
- ・ 県DMAT登録者は「日本DMAT隊員養成研修」のBTコースと、「県DMAT隊員養成研修」を修了し、県に登録された者により構成される。
- ・ 県DMAT登録者は、認証情報などを県に登録し、登録内容に変更があった場合、県に届け出る。
- ・ 県DMAT登録は定期的に更新される。
- ・ 県DMAT登録者は、平時より連絡体制などDMAT派遣の準備を整える。
- ・ 県DMAT登録者は、平時のDMATの訓練に積極的に参加する。

2. DMAT派遣チーム

- ・ DMAT派遣チームは、DMAT登録者のうちDMAT指定医療機関に所属しており、災害発生時に県から正式な派遣要請を受けたものにより構成される。
▷ 但し十分な人員が養成されるまでは、DMAT指定医療機関の職員により構成されるチームへ派遣要請する。

3. DMAT指定医療機関

- ・ DMAT指定医療機関は、DMAT派遣に協力する意志を持ち、県に指定された医療機関である。
- ・ DMAT指定医療機関は、DMAT隊員の研修、訓練に努めるものとする。
- ・ DMAT指定医療機関は、自施設のDMAT登録者を把握し、定期的に県に報告する。
- ・ DMAT指定医療機関は、県の要請を受け、DMATを病院の業務として派遣する。
- ・ DMAT指定医療機関は、DMAT派遣中は、自医療機関のDMATを指揮し、必要な調整、連絡を行う。

4. 被災地内災害拠点病院

(厚労省DMAT活動計画に準じる)

5. 日本赤十字社

(厚労省DMAT活動計画に準じる)

6. 基幹災害医療センター、県災害拠点病院連絡協議会

- ・ 基幹災害医療センター、県災害拠点病院連絡協議会は、DMATの教育・訓練・災害時の運用において指導的な役割を担い、県に技術的な助言を行う。
- ・ 基幹災害医療センター、県災害拠点病院連絡協議会は、県主催で実施される「県DMAT隊員研修」の実施、質の管理に責任を持つ。

7. 県